

# 平成26年 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成26年10月 川崎市人事委員会

# 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| ① 給与勧告の対象職員              | 1 |
| ② 給与勧告の流れ                | 2 |
| ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)   | 3 |
| ④ 本年の勧告のポイント             | 4 |
| ⑤ 民間給与との較差               | 6 |
| ⑥ 民間の特別給との較差             | 7 |
| ⑦ モデル給与例                 | 8 |
| ⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係) | 9 |

# ① 給与勧告の対象職員

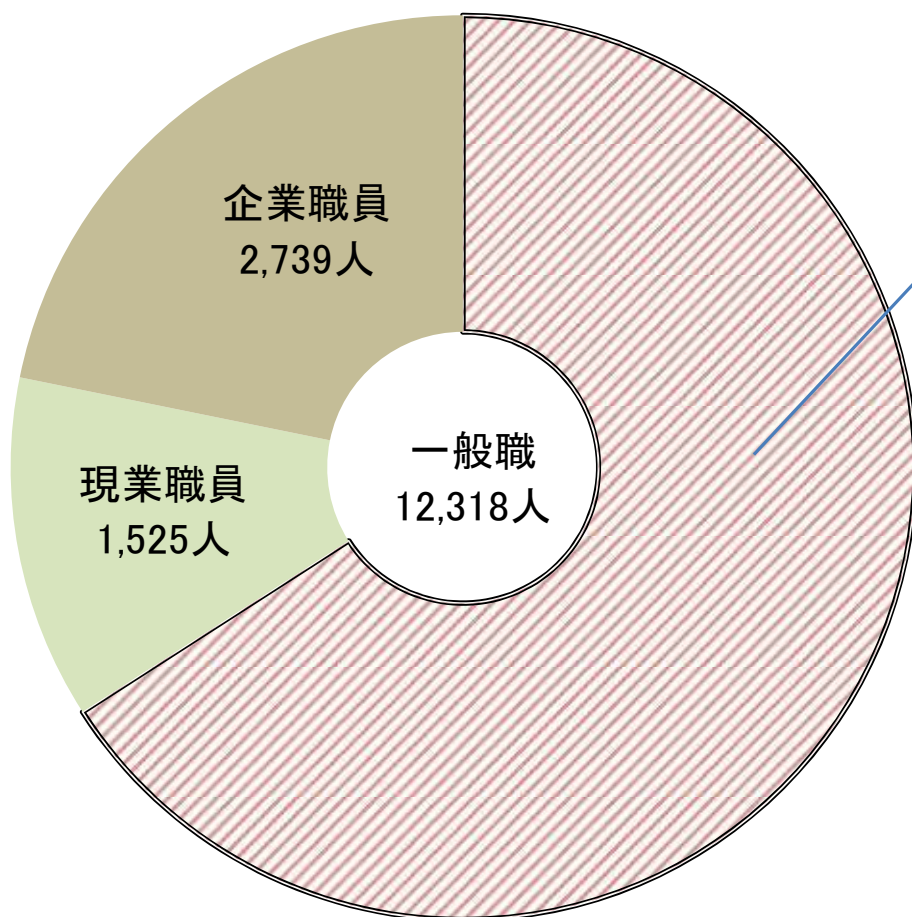
川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員12,318人のうち、「川崎市職員の給与に関する条例」の適用を受ける非現業職員8,054人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与を決定しています。

## 給与勧告対象

非現業職員

8,054人



・給料表別勧告対象職員数(平成26年4月1日時点)  
非現業職員

| 給料表     | 職員数   | 職員の例    |
|---------|-------|---------|
| 行政職(1)  | 5,819 | 一般の行政職員 |
| 医療職(1)  | 26    | 医師      |
| 医療職(2)  | 464   | 看護師、獣医師 |
| 大学教育職   | 30    | 教授      |
| 高等学校教育職 | 345   | 高校教諭    |
| 消防職     | 1,370 | 消防士     |
| 合計      | 8,054 |         |

・勧告非対象職員  
現業職員

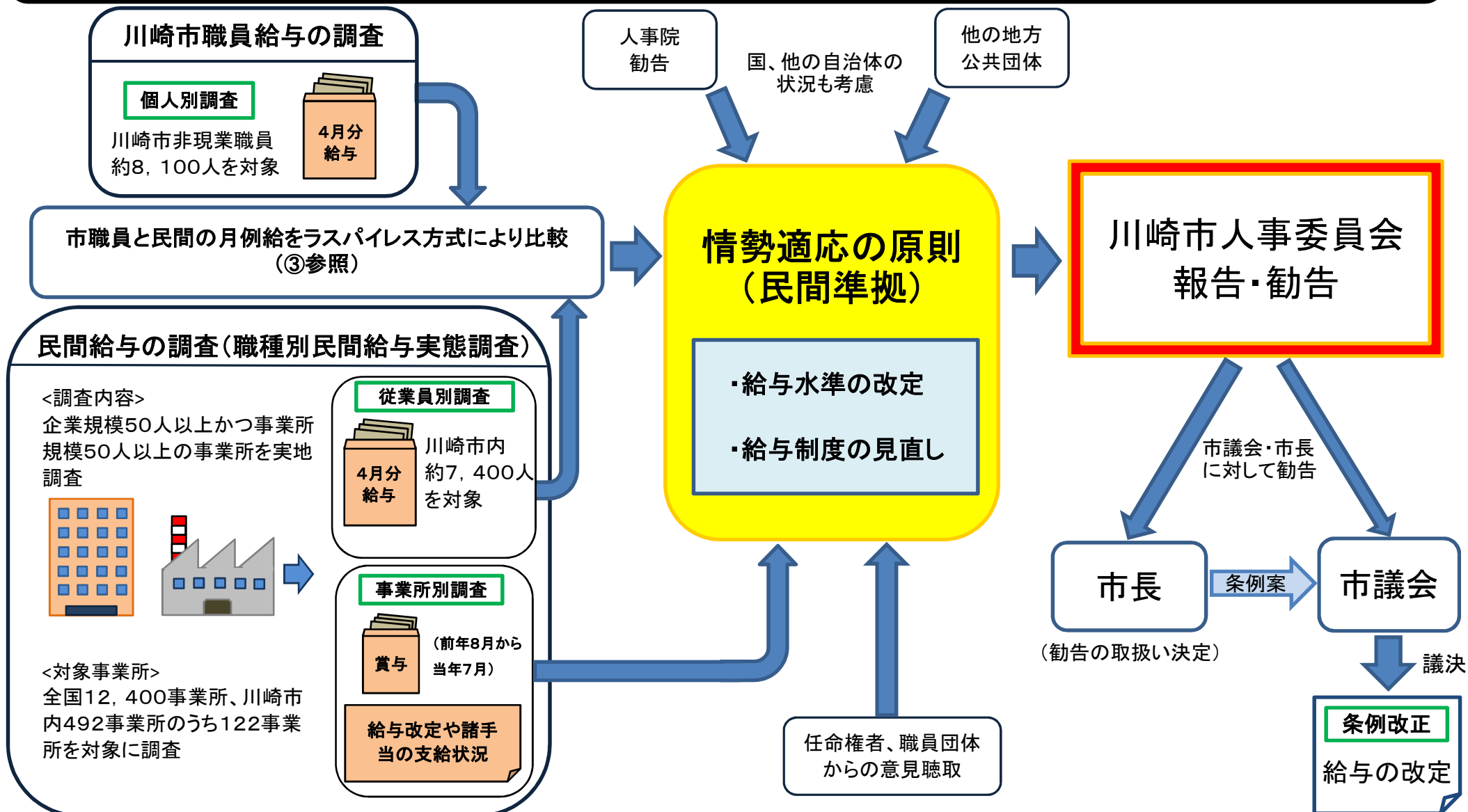
| 給料表    | 職員数   | 職員の例    |
|--------|-------|---------|
| 行政職(2) | 1,525 | ごみ処理作業員 |

企業職員

| 給料表            | 職員数   | 職員の例     |
|----------------|-------|----------|
| 上下水道企業職(1)・(2) | 997   | 上下水道事業職員 |
| 交通企業職(1)~(3)   | 495   | 市営バスの運転手 |
| 病院企業職(1)~(4)   | 1,247 | 市立病院の医師  |
| 合計             | 2,739 |          |

## ② 給与勧告の流れ

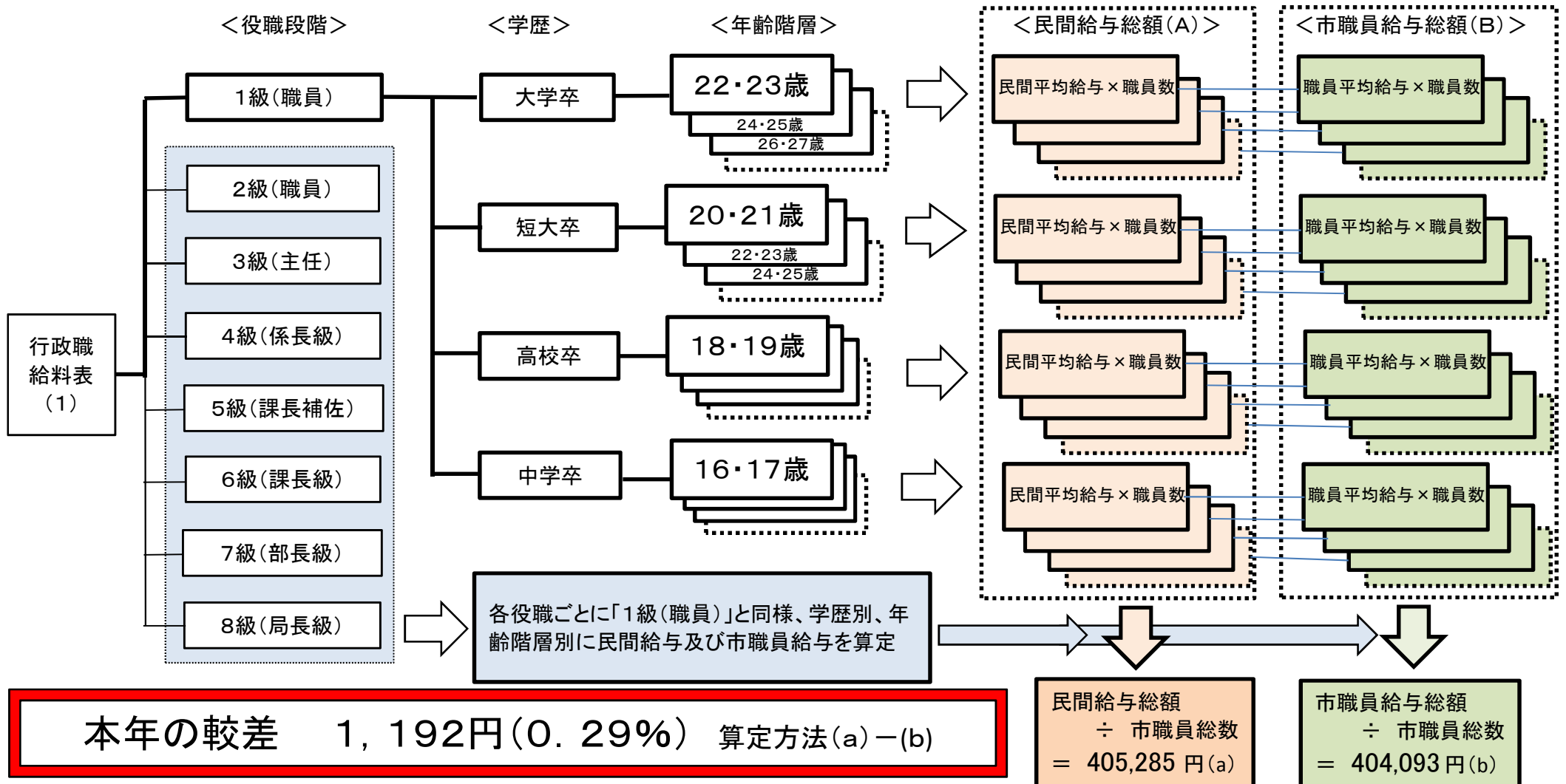
人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。  
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与と市職員給与を比較するにあたって、それぞれの平均給与額で単純に比較を行うと、役職段階、学歴、年齢構成が異なることから、精密な比較をすることができません。このため、民間給与との比較方法としてラスパイレス方式を採用しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較します。



## ④ 本年の勧告のポイント

### 1 民間給与との比較

#### 月例給

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を 1,192円(0.29%) 下回っており、当該較差の解消を図るため、月例給の引上げを行うこととする。

| 民間給与(A)  | 市職員の給与(B)<br>(平均年齢 41.4歳) | 較差(A) - (B)<br>$((A-B) \div B \times 100)$ |
|----------|---------------------------|--|
| 405,285円 | 404,093円                  | 1,192円<br>(0.29%)                          |

#### 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 (3.95月分) が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 (4.08月分) を下回っているため、支給月数を引き上げることとする。

| 民間の支給割合(A) | 市職員の支給割合(B) | 較差(A) - (B) |
|------------|-------------|-------------|
| 4.08月      | 3.95月       | 0.13月       |

## 2 本年の給与改定

### 給料表

#### (1) 行政職給料表(1)

本年は改定を行わない。本年の較差の程度を踏まえ、諸手当の支給状況を考慮した結果、較差分を住居手当の水準改定に充てるのが適当であると判断。

#### (2) その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わない。ただし、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ。

### 住居手当

市内民間事業所等における支給状況を考慮し、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃等を支払っている職員に対する住居手当の支給月額を5,900円引上げ(10,600円→16,500円)。

### 初任給調整手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討

### 寒冷地手当

国の動向等に留意し、適切に対応

### その他の手当

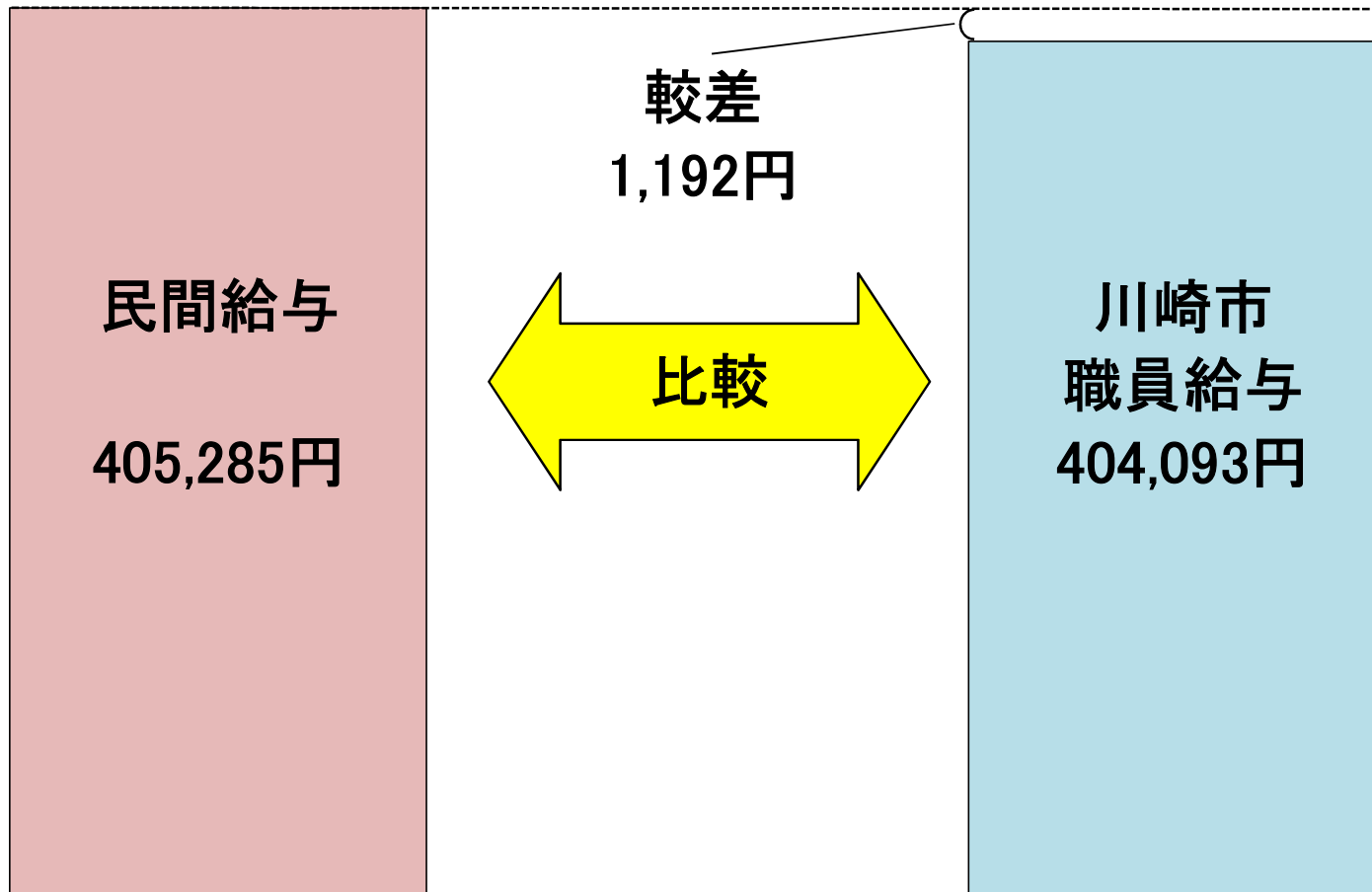
交通用具使用者に対する通勤手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討

### 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月引き上げ、4.10月とする(現行3.95月)

## ⑤ 民間給与との較差

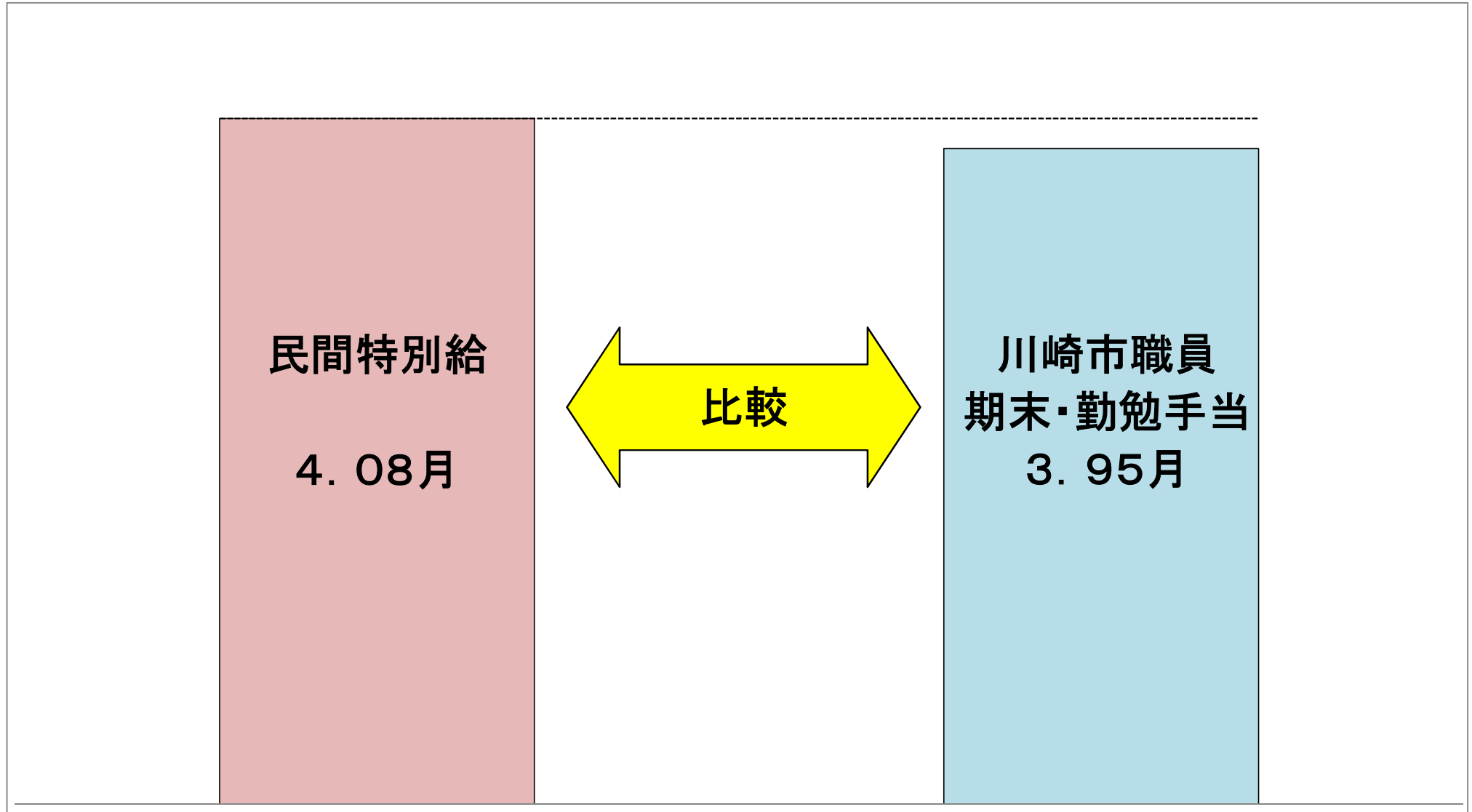
川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を1,192円(0.29%)下回っていることが判明した。





## ⑥ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月分)が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(4.08月分)を下回っていることが判明した。



(注) 勧告月数は、国等と同様に、0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨三入・七捨八入するため、民間支給割合4.08月分の場合は、4.10月分となる。

## ⑦ モデル給与例

### 【モデル1: 自宅居住者の場合】

| 職務段階 | 年齢  | 扶養親族   | 勧告前      |             | 勧告後      |             | 年間給与額の差  |
|------|-----|--------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
|      |     |        | 月額       | 年間給与        | 月額       | 年間給与        |          |
| 係員   | 30歳 | 配偶者    | 288,700円 | 4,554,000円  | 288,700円 | 4,594,000円  | 40,000円  |
| 係長   | 40歳 | 配偶者、子2 | 428,400円 | 6,849,000円  | 428,400円 | 6,911,000円  | 62,000円  |
| 課長   | 50歳 | 配偶者、子2 | 612,900円 | 9,848,000円  | 612,900円 | 9,940,000円  | 92,000円  |
| 局長   | 58歳 | 配偶者    | 751,800円 | 12,312,000円 | 751,800円 | 12,437,000円 | 125,000円 |

### 【モデル2: 借家・借間居住者の場合】

| 職務段階 | 年齢  | 扶養親族   | 勧告前      |             | 勧告後      |             | 年間給与額の差  |
|------|-----|--------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
|      |     |        | 月額       | 年間給与        | 月額       | 年間給与        |          |
| 係員   | 30歳 | 配偶者    | 294,300円 | 4,621,000円  | 300,200円 | 4,732,000円  | 111,000円 |
| 係長   | 40歳 | 配偶者、子2 | 434,000円 | 6,916,000円  | 439,900円 | 7,049,000円  | 133,000円 |
| 課長   | 50歳 | 配偶者、子2 | 618,500円 | 9,915,000円  | 624,400円 | 10,078,000円 | 163,000円 |
| 局長   | 58歳 | 配偶者    | 757,400円 | 12,380,000円 | 763,300円 | 12,575,000円 | 195,000円 |

(注)1 モデル給与例の月額は、給料、扶養手当、地域手当(12%)、住居手当(モデル1は自宅居住者、モデル2は借家・借間居住者)及び管理職手当(局長は1種、課長は8種)を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

(注)2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

## ⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)

平成17年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は期末・勤勉手当の減額により年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年振りに年間給与が増額となりました。

| 勧告年次  | 月例給    |         | 期末・勤勉手当 |        | 行政職(1)職員の平均年間給与 |        |
|-------|--------|---------|---------|--------|-----------------|--------|
|       | 改定率    | 改定額     | 年間支給月数  | 対前年比増減 | 増減額             | 率      |
| 平成17年 | △0.39% | △1,671円 | 4.45月   | 0.05月  | △6,000円         | △0.09% |
| 平成18年 | △0.78% | △3,294円 | 4.45月   | -      | △54,000円        | △0.78% |
| 平成19年 | 0.09%  | 377円    | 4.50月   | 0.05月  | 27,000円         | 0.39%  |
| 平成20年 | -      | -       | 4.50月   | -      | -               | -      |
| 平成21年 | △0.19% | △784円   | 4.15月   | △0.35月 | △157,000円       | △2.31% |
| 平成22年 | △0.17% | △706円   | 3.95月   | △0.20月 | △93,000円        | △1.42% |
| 平成23年 | △0.20% | △813円   | 3.95月   | -      | △13,000円        | △0.20% |
| 平成24年 | -      | -       | 3.95月   | -      | -               | -      |
| 平成25年 | -      | -       | 3.95月   | -      | -               | -      |
| 平成26年 | 0.29%  | 1,192円  | 4.10月   | 0.15月  | 80,000円         | 1.24%  |

(注) 表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを表します。